

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 2月27日

【会社名】 株式会社バイク王 & カンパニー

【英訳名】 BIKE O & COMPANY Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸三丁目9番15号

【電話番号】 03(6803)8811(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部門担当 竹内 和也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸三丁目9番15号

【電話番号】 03(6803)8811(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部門担当 竹内 和也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2023年2月24日開催の当社第25回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年2月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第25期剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金14円 総額203,274,372円

ロ 効力発生日

2023年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。

(2) 本社機能と営業店舗(旗艦店)を併設することにより、本社と店舗の連携強化、店舗営業機能の強化および本社機能の効率化を目的として、本店を移転するため、現行定款第3条(本店の所在地)を変更するものであります。なお、同条の変更は、2023年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとさせていただきます。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります(変更案第16条)。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第16条)。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、石川秋彦、加藤義博、大谷真樹、小宮謙一、澤篤史の5氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、上沢徹二、三上純昭、森順子の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、久保田征良氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	117,698	117	0	99.90	可決
第2号議案	117,520	295	0	99.75	可決
第3号議案					
石川秋彦	111,859	5,955	1	94.94	可決
加藤義博	113,571	4,243	1	96.40	可決
大谷真樹	117,091	723	1	99.39	可決
小宮謙一	117,039	775	1	99.34	可決
澤篤史	117,093	721	1	99.39	可決
第4号議案					
上沢徹二	117,082	733	0	99.38	可決
三上純昭	117,507	308	0	99.74	可決
森順子	117,510	305	0	99.74	可決
第5号議案					
久保田征良	117,508	306	1	99.74	可決

(注)各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以上